

お得意様各位

## 身体障害者用物品(一部)非課税化のご案内

謹啓

貴社益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、この度平成22年3月31日付にて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第19項及び第76条第2項の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が厚生労働省告示第124号の告示によって改定されました。

本改定により「イヤモールド」と「オーディオシュー」および「FM型用機器の一部」が身体障害者用物品として非課税となります。

（※FM送受信機関連におきましては弊社において取扱が無い為以下割愛させていただきます）

この非課税化に伴ない、弊社では4月1日に遡り消費税相当額をお返す事と致しました。詳細につきましては下記を参照下さい。誠に急なご連絡になり恐縮では御座いますが、何卒ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、弊社カスタマーサービスまでお問い合わせ頂けます様お願い致します。【お問い合わせ先】 電話 0120-921-310 / FAX045-277-1134

謹白

記

- 【対象期間】 平成22年4月1日(木)～5月14日(金)  
※なお、5月17日(月)以降の出荷より全て非課税にて処理しております
- 【対象製品】 弊社取り扱い「イヤモールド」および「オーディオシュー」全て
- 【還付について】 対象製品より消費税相当額を5月分請求額よりマイナス処理させていただきます
- 【請求書への記載】 「自立支援法改正に伴う消費税還付」の名目にて記載され還付されます

以上

2010年5月19日

ジーエヌリサウンドジャパン株式会社  
代表取締役社長 小野田充利